

令和7年3月

地方交付税法第17条の4の規定に基づき、地方団体から申出の
あった交付税の算定方法に関する意見の処理方針

都 道 府 県 分

【 法 律 事 項 】

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[総括]

[総括的事項]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
1	(法)	継続	北海道 青森県 宮城県 山形県 福島県 茨城県 埼玉県 千葉県 富山県 石川県 福井県 岐阜県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 山口県 徳島県 福岡県 長崎県	地方交付税の総額確保・機能充実等	地方団体の財政運営に必要となる地方一般財源総額の確保を図るとともに、地方交付税については財源保障機能及び財源調整機能が適切に発揮されるよう対処すること。 また、臨時財政対策債に依存することなく安定した財政運営を行えるよう、法定率の引上げ等により、恒久的な地方交付税の充実強化を図ること。	一部採用する。 令和7年度においては、一般財源総額について、水準超経費を除く交付団体ベースで前年度を1.1兆円上回る63.8兆円を確保し、地方交付税総額について、前年度を0.3兆円上回る19.0兆円を確保するとともに、臨時財政対策債の新規発行をゼロとした。 法定率の見直しについては、令和7年度の概算要求においても事項要求を行った。国・地方とも巨額の債務残高を抱えていることから、更なる見直しは容易なものではないと考えるが、今後とも法定率の見直し等による交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[総括]

[総括的事項]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
2	(法) (省)	継続	神奈川県 岐阜県	臨時財政対策債への振替制度の抜本的見直し	過去に発行した臨時財政対策債の元利償還金について、臨時財政対策債ではなく、別枠で財源措置を講じ、普通交付税で措置するよう算定方法を見直すこと。 令和6年度以降の地方財政対策にあっては、法定率を見直すことにより、後年度負担のない、安定的かつ恒久的な財源の確保を図ること。	一部採用する。 令和7年度においては、一般財源総額について、水準超経費を除く交付団体ベースで前年度を1.1兆円上回る63.8兆円を確保し、地方交付税総額について、前年度を0.3兆円上回る19.0兆円を確保するとともに、臨時財政対策債の新規発行をゼロとした。 また、臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度の基準財政需要額に算入することとしている。 なお、法定率の見直しについては、令和7年度の概算要求においても事項要求を行った。国・地方とも巨額の債務残高を抱えていることから、更なる見直しは容易なものではないと考えるが、今後とも法定率の見直し等による交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[総括]

[総括的事項]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
3	(法)	継続	島根県	臨時財政対策債償還費の別枠確保	臨時財政対策債償還費が増大していることを踏まえ、他の基準財政需要額の的確な算定に影響を及ぼすことのないよう、臨時財政対策債の償還財源を別枠で措置すること。	一部採用する。 臨時財政対策債償還費相当額以外の経費についても、各地方団体の財政需要を的確に捕捉し、財政運営に支障が生じないよう対処することとしている。したがって、臨時財政対策債償還費相当額が増大することによって、他の基準財政需要額を圧縮することはない。 令和7年度においては、一般財源総額について、水準超経費を除く交付団体ベースで前年度を1.1兆円上回る63.8兆円を確保し、地方交付税総額について、前年度を0.3兆円上回る19.0兆円を確保するとともに、臨時財政対策債の新規発行をゼロとした。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[総括]

[総括的事項]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
4	(法)	継続	北海道 青森県 岩手県 新潟県 鳥取県 島根県 鹿児島県	留保財源率の見直し	地方交付税が本来有する財源調整機能が十分に発揮できるよう、基準税率を引き上げること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 留保財源率の見直しについては、財政力格差是正の観点から引き下げるべきとの意見、税収確保インセンティブ強化の観点から引き上げるべきとの意見など様々な意見があり、幅広い観点から慎重な検討が必要。
5	(法)	継続	群馬県 兵庫県	一般行政職員給与費の適正な算入	一般行政職員の給与費をより実勢に近い額で交付税に算入にされた い。 地方財政計画上の給与費単価や地方公務員給与実態調査との間には乖離が生じている。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 給与単価については、地方団体の税収の動向等を踏まえ、基準財政収入額に算入されない留保財源の状況等も見極めながら、引き続き検討していく。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[総括]

[総括的事項]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
6	(法)	継続	群馬県 鳥取県 大分県	光熱費等の増嵩に係る地方 財政措置	原油価格・物価高騰の影響による 光熱費等の増嵩分を単位費用に適切 に計上すること。	採用する。 学校、福祉施設、図書館、文化施設な ど自治体施設の光熱費の高騰や、ごみ収 集、学校給食など自治体のサービス・施 設管理等の委託料の増加を踏まえ、令和 7年度地方財政計画において、一般行政 経費（単独）に1,000億円を計上すると ともに、普通交付税の単位費用により措 置した。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[総括]

[総括的事項]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
7	(法)	継続	兵庫県	グリーン社会の実現に向けた取組に要する経費の適切な算定	グリーン社会の実現のため、環境保全対策に要する経費を適切に計上し、単位費用に反映されたい。	採用する。 令和7年度地方財政計画においては、令和6年度に引き続き、「脱炭素化推進事業費」を1,000億円を計上した上で、脱炭素化推進事業債の後年度の元利償還金を基準財政需要額に算入することとしている。 また、地方団体が実施する事業者又は住民の脱炭素化に関する活動の促進に要する経費について、普通交付税の単位費用を拡充した。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[総括]

[総括的事項]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
8	(法)	新規	石川県	人件費増嵩の適切な算入	地方自治体職員の給与引上げ、教職調整額の水準の改善や各種手当の見直しに伴う教職員費の増嵩について、適切に財政需要に算入していただきたい。	採用する。 令和7年度地方財政計画において、令和6年人事委員会勧告に伴う給与改定に要する経費について所要額を計上するとともに、令和7年度の給与改定に備え、一般行政経費（単独）に「給与改善費」（2,000億円）を計上した。 また、教職調整額の引上げに伴う財政需要の増加分については、令和7年度地方財政計画に適切に計上した。 これらの経費については、普通交付税の単位費用により措置した。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[総括]

[総括的事項]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
9	(法)	新規	富山県 広島県 長崎県	追加財政需要を超過する財政需要が生じた際の交付税総額の加算について	人事委員会勧告による大幅な給与改定など追加財政需要を超過する財政需要が生じた際は、適切に交付税総額を加算し、交付税を増額交付いただきたい。	一部採用する。 令和7年度地方財政計画において、令和6年人事委員会勧告に伴う給与改定に要する経費について所要額を計上するとともに、令和7年度の給与改定に備え、一般行政経費（単独）に「給与改善費」（2,000億円）を計上し、これらの経費については、普通交付税の単位費用により措置した。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[警察費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
10	(法)	継続	栃木県 群馬県 千葉県 神奈川県 富山県 福井県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 徳島県 香川県 長崎県 鹿児島県	警察官給与の算入単価の引上げ	警察官の交付税上の単価と給与実態調査を基礎に算定されている地財計画単価にかい離が生じている。警察官定数は政令で定められていることから、本来、交付税の単価と地方財政計画の単価は同額で、地方財政計画の単価による人件費所要額の全額が基準財政需要額に算入されるべきである。よって、交付税単価を地方財政計画単価まで引き上げられたい。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 給与単価については、地方団体の税収の動向等を踏まえ、基準財政収入額に算入されない留保財源の状況等も見極めながら、引き続き検討していく。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[土木費全般(道路橋りょう費、河川費、港
湾費、その他土木費)]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
11	(法)	継続	北海道	公共土木施設の維持管理に 要する経費の充実	国・地方を挙げて「防災・減災、 国土強靱化のための5か年緊急対 策」を推進するため、公共土木施設 の維持管理に要する経費を充実する こと。	以下の理由により採用しないが、引き 続き検討する。 維持管理費用については、今後も決算 などによって地方団体の実態を把握し、 適切に措置していくこととする。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[河川費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
12	(法)	継続	大阪府	河川維持管理経費及び河川・砂防施設改良費の単位費用への適切な算入	河川維持管理経費及び河川・砂防施設改良費について、実態に即して単位費用への適切な算入を図られたい。	一部採用し、引き続き検討する。 河川維持管理経費及び河川・砂防施設改良費に係る単位費用については、決算などによって地方団体の実態を把握し、適切に措置していくこととする。
13	(法)	継続	大阪府	河川の維持管理費等に対する密度補正係数の新設など	河川維持管理経費について、的確に交付税に算入するため、「人口集中地区面積（DIDs area）」を反映した密度補正係数を新設されたい。また、令和6年度までの時限措置となっている緊急浚渫推進事業債について、特例措置を延長の上、元利償還金に対する交付税措置を延長されたい。	一部採用する。 人口集中地区面積の割合と河川維持管理費の需要額増加との因果関係が他団体の状況を見る限り不明瞭であり、ご提案の総面積に占める人口集中地区面積の割合を補正係数として採用することはできない。 加えて、算定の簡素化の観点から補正係数の新設については抑制的に考えているところ。 なお、令和11年度まで延長された緊急浚渫推進事業債については、引き続き、元利償還金に対して交付税措置を行う。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
 [都道府県分]
 [需要]

[河川費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
14	(法)	継続	岩手県 宮城県	津波対策施設の整備に伴う 新たな維持管理費等の負担 に対する補正係数の創設 【河川費・港湾費・農業行 政費・水産行政費】	津波対策施設（水門・陸閘自動閉 鎖システム）の整備に伴い新たに生 じた維持管理費等の負担に対して、 普通交付税の関係費目において補正 係数を創設して財政措置を講じること。	以下の理由により採用しないが、引き 続き検討する。 水門等の自動化、遠隔操作等に係る費 用については、台帳や基幹統計などに基 づいた公信力のある数値が存在しないた め、現時点においては、補正係数を新設 することは困難である。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[その他の土木費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
15	(法)	新規	奈良県	宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に伴う、住宅土地対策費にかかる職員配置数の見直し	単位費用算定基礎である職員配置について、盛土規制法による事務負担増を反映させ、単位費用の見直しを検討されたい。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 盛土規制法の施行に伴う事務負担の増加については、前提となる区域指定を行っていない団体が多数あり、現状では事務の増加が見通せないため単位費用の見直しは行っていないが、来年度以降も引き続き検討する。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[教育費総括]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
16	(法)	継続	栃木県 群馬県 千葉県 神奈川県 富山県 福井県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 岡山県 徳島県 香川県 福岡県 長崎県 宮崎県 鹿児島県	教職員給与の算入単価の引き上げ 【小学校費・中学校費・高等学校費・特別支援学校費】	教職員給与については、交付税算入されている給与単価と地方財政計画上の給与単価に乖離が生じているため、交付税算入単価を引き上げられたい。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 給与単価については、地方団体の税収の動向等を踏まえ、基準財政収入額に算入されない留保財源の状況等も見極めながら、引き続き検討していく。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[教育費総括]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
17	(法)	新規	大阪府 長崎県 鹿児島県	教職調整額の引上げに伴う適切な財政措置について	教職調整額の引上げに伴う地方自治体の財政需要の増加分については、地方財政計画の歳出に確実に計上した上で、適切に基準財政需要額に反映すること。	採用する。 教職調整額の引上げに伴う財政需要の増加分については、令和7年度地方財政計画に適切に計上するとともに、普通交付税の単位費用により措置した。
18	(法)	新規	沖縄県	補習等のための指導員派遣事業（教員業務支援分）等に係る地方交付税措置の拡充について	全国的に教員の働き方改革が喫緊の課題となっている中、教員業務支援員等の支援スタッフの配置拡充に必要な経費を適切に反映するため、小学校費、中学校費、高等学校費及び特別支援学校費における単位費用を見直していただきたい。	採用する。 教員業務支援員等に係る経費については、文部科学省からの要望内容を踏まえ、普通交付税の単位費用措置を拡充した。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[高等学校費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
19	(法) (省)	継続	北海道 鳥取県	高等学校費における学科や 学校規模に応じた需要の適 切な反映について	学科や学校規模に応じた学校運営 経費を適切に需要額に反映させるよ う種別補正を設定すること。	一部採用する。 地域のニーズや時代の変化に対応して学科の新設・ 再編等を行う場合に適切に財政措置を行う観点から、 高等学校費（生徒数）において学科の種類に応じた種 別補正を創設することとした。
20	(法)	新規	岩手県	実習助手の給与単価の引上 げについて	高等学校（教職員数）の単位費用 で措置されている実習助手の給与単 価が実態よりも過少と考えられるた め、給与単価の引き上げを要望す る。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討す る。 実習助手の給与については、文部科学省からの要望 を踏まえつつ、標準的な経費を適正に措置しており、 引き続き、適切に単位費用措置を講ずることとしてい る。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[高等学校費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
21	(法)	継続	群馬県 岐阜県 福岡県 沖縄県	高等学校等の空調設備に係る維持管理費の単位費用措置	県立高等学校及び特別支援学校（高等部）の普通教室及び特別教室への空調設備設置に係る維持管理費（光熱費、保守費、維持修繕費）の後年度にわたる増嵩が見込まれるため、単位費用措置を講じること。	一部採用する。 学校、福祉施設、図書館、文化施設など自治体施設の光熱費の高騰や、ごみ収集、学校給食など自治体のサービス・施設管理等の委託料の増加を踏まえ、令和7年度地方財政計画において、一般行政経費（単独）に1,000億円を計上するとともに、普通交付税の単位費用により措置したところ。 なお、高等学校等における空調施設の維持管理費に対する交付税措置については、各都道府県における設置状況、維持管理費の負担状況、文部科学省からの要望等を踏まえて、引き続き検討を行う。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[高等学校費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
22	(法)	継続	富山県 山口県	教育ICT経費にかかる需要の適切な反映 【高等学校費、特別支援学校費】	高等学校等における教育ICTの推進経費について、実態を適切に算定に反映させるよう単位費用を見直すこと。	一部採用する。 教育のICT化に係る環境整備等については、「学校のICT環境整備3か年計画（令和7～9年度）」を踏まえ、令和7年度においても単位費用措置を講じることとしている。
23	(法)	新規	島根県	学校業務における外部委託に要する経費の拡充	学校業務の外部委託の推進に向け、高等学校費において、施設管理に係る業務委託や事務作業・部活指導等を補助する人材配置に要する経費を拡充すること。	一部採用する。 令和7年度地方財政計画において、自治体のサービス・施設管理等の委託料の増加を踏まえ、一般行政経費（単独）に600億円を計上しており、高等学校費においても、施設管理に係る委託料等を拡充した。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[特別支援学校費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
24	(法)	継続	大阪府	特別支援学校校舎等の改修事業費の適切な算入 【特別支援学校費】	特別支援学校校舎等の改修事業費については、現状を適切に反映できる特別支援学校費（学級数）において、算入されたい。	以下の理由により採用しない。 特別支援学校校舎等の改修事業費については、算定の簡素化のため、平成19年度から包括算定経費に移行されたという経緯があり、移行後も、単位費用において適切に計上している。
25	(法)	継続	埼玉県 大阪府 山口県 福岡県	特別支援学校費におけるスクールバス運行経費の拡充	都道府県が実施する特別支援学校に係るスクールバス運行事業の単位費用及び補正を見直すこと。	一部採用し、引き続き検討する。 スクールバスに係る経費については、平成30年度から令和2年度にかけて、運行に係る実態を踏まえて標準的な経費を段階的に引き上げたことに加え、令和4年度には文部科学省等の要望も踏まえて標準的な経費を引き上げており、単位費用において適切に措置してきている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[その他の教育費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
26	(法)	継続	埼玉県	高等専修学校に係る経費の適切な算入	近年の人件費や物価の高騰等に伴う専修学校の教育研究費や管理経費の増加に対応した補助とするために、専修学校補助の算定方法を見直すこと。	以下の理由により採用しない。 専修学校は、学校教育法第1条に定める学校ではないため、高等学校に準じた扱いをすることは出来ない。 なお、専修学校に対する都道府県の補助に係る経費については、近年、専修学校が果たしている役割に配慮し、都道府県の補助実績等を勘案しながら措置額を増額してきたところである。
27	(法) (省)	継続	埼玉県	私立学校助成費に係る単位費用、補正係数の引上げ	学校法人の設置する幼稚園に通う幼児、児童に対する種別補正係数の設定を見直すこと。	採用する。 私立学校助成費に係る単位費用については、国庫補助の実態等を勘案し、これまでも充実を図ってきており、令和7年度においても増額したところである。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[その他の教育費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
28	(法)	新規	沖縄県	県立学校の産業医報酬に係る地方交付税措置の拡充について	産業医の専門性、職責、必要配置数等に応じて適切に基準財政需要額に算入していただきたい。	一部採用する。 産業医に関する経費については、文部科学省からの要望を踏まえつつ、報酬単価や配置基準に応じて標準的な経費を適正に措置しており、引き続き、適切に単位費用措置を講ずることとしている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[厚生労働費総括]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
29	(法)	継続	岩手県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 富山県 石川県 福井県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 徳島県 香川県 愛媛県 沖縄県	地方単独の医療費助成に要する経費の基準財政需要額への算入	地方単独の医療費助成である乳幼児医療費補助、母子家庭等医療費補助、障害者医療費補助について、その所要額を基準財政需要額に算入すること。	以下の理由により採用しない。 地方交付税の基準財政需要額については、国の制度等と整合性を持った標準的な財政需要を算入することとしており、国の医療保険制度で定められた自己負担を軽減する医療費助成は、現在、その算入の対象としていない。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[厚生労働費総括]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
30	(法)	継続	神奈川県	社会保障の充実に係る経費の適正な算定	消費税率引上げに伴う社会保障の充実などに係る経費について、交付税措置額と決算額とで乖離が生じていることから、各地方公共団体の財政需要を適正に算定すること。	採用する。 地方財政計画に計上された社会保障の充実分については、基準財政需要額に全額算入している。 なお、この充実分の経費については、新たな補正係数を設けなくとも、各費目における既存の各種補正等を行うことで必要な財政需要を算入することが可能であると考えている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[厚生労働費総括]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
31	(法)	継続	大阪府	社会保障制度への適切な地方財政措置	後期高齢者医療制度、障がい者自立支援制度、国民健康保険制度については、本来、国において負担される制度改正がなされるべきであることから、地方負担との乖離を解消されたい。	採用する。 社会保障関係経費については、国の予算措置等の状況を踏まえ、所要の経費を算入しているところであり、今後も引き続き、適切に単位費用に算入する等の措置を講ずる。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[厚生労働費総括]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
32	(法)	継続	兵庫県	消費税引上げによる歳入の増加分に見合う歳出の地方財政計画への適切な積み上げ	消費税率等の引上げに伴う増収分について、全都道府県及びほぼ全ての市町村で実施されている地方単独事業の福祉医療費などを、地方財政計画に適切に積み上げるとともに、地方の実情に応じた普通交付税の配分について配慮されたい。	一部採用する。 社会保障4分野における国の制度に係る社会保障給付費の地方負担分については、従来から基準財政需要額に全額算入してきたところであり、これに加え、地方財政計画に計上された消費税率引き上げによる増収分等を活用した社会保障の充実分についても基準財政需要額に全額算入している。 なお、地方交付税の基準財政需要額については、国の制度等と整合性を持った標準的な財政需要を算入することとしており、国の医療保険制度で定められた自己負担を軽減する医療費助成は、現在、その算入の対象としていない。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[こども子育て費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
33	(法)	継続	千葉県	児童相談所・一時保護所運営に係る算入経費の充実	児童相談所に係る単位費用の更なる充実と一時保護所に係る単位費用の適切な算定をされたい。	採用する。 児童相談所に係る経費については、令和5年度から引き続き「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき地方団体が児童虐待防止対策の強化に取り組めるよう、令和7年度も、標準団体における職員数を増員し、単位費用を増額した。 また、一時保護所に係る経費については、人件費を含め児童保護費負担金の対象となっているところ、国の予算を踏まえた当該負担金に係る地方負担部分について、単位費用に適切に算入した。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[こども子育て費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
34	(法)	継続	千葉県 富山県	子ども・子育て政策の強化に要する所要額の適切な算入	子ども・子育て政策の強化について、国が全国一律で行う施策に係る地方負担分の単位費用への適切な算入と、地方単独事業に係る地方財源の確保をお願いしたい。	採用する。 「こども未来戦略」に掲げる「こども・子育て支援加速化プラン」における令和7年度の地方負担の増（2,410億円程度）について、全額地方財政計画の歳出に計上し、必要な財源を確保するとともに、地方団体が、地域の実情に応じてきめ細かに独自のこども・子育て政策（ソフト）を実施できるよう、令和7年度地方財政計画においても一般行政経費（単独）を引き続き1,000億円計上する等の対応を行った。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[衛生費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
35	(法) (省)	継続	岩手県 山形県 茨城県 群馬県 千葉県 石川県 大阪府 沖縄県	県立病院会計に対する繰出金等に係る単位費用及び補正係数の見直し	県立病院会計に対する繰出金等に係る算定額が繰出基準額と乖離していることから、単位費用及び補正係数を見直すこと。	一部採用する。 公立病院の設置運営に要する経費のうち一般会計で負担すべき経費については、適切に地方財政計画に計上しており、その一部について地方交付税措置を講ずることとしている。令和7年度においても、令和6年度に引き続き地方財政計画の歳出に病院事業に対する繰出金について所要額を計上し、普通交付税による措置を継続することとしている。
36	(法) (省)	新規	宮崎県	不採算地区病院（中核病院含む）に要する経費の基準財政需要額への算入と実情に即した算定	不採算地区病院の運営経費及び不採算地区中核病院の機能維持に要する経費について、普通交付税の基準財政需要額に反映させ、病床数に応じて密度補正係数に算入するとともに、実情に即した算定を行うこと。	以下の理由により採用しない。 都道府県立の不採算地区病院（中核病院含む）については、該当のない団体の割合が高く、標準的な経費を算定する普通交付税の性質になじまないものである。 なお、不採算地区病院（中核病院含む）に要する経費については、繰出基準に基づく繰出金に対し特別交付税措置を講じている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
 [都道府県分]
 [需要]

[高齢者保健福祉費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
37	(法)	新規	山口県	軽費老人ホーム事務費の需要の適切な反映	軽費老人ホーム運営に要する経費を適切に需要額に反映させるよう単位費用を見直すこと。	採用する。 軽費老人ホームの運営に要する経費については、三位一体の改革により一般財源化されたことを踏まえ、所要の経費を算入しているところであり、今後も引き続き、適切に単位費用に算入していく。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[林野行政費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
38	(法)	継続	兵庫県	有害鳥獣対策に要する経費の適切な算入	シカによる農作物や森林への被害地域拡大防止などの有害鳥獣対策に要する経費について、単位費用において適切に算入し、地方負担の実態に即したものにされたい。	採用する。 有害鳥獣対策に要する経費については、毎年度、標準団体規模に相当する団体の事業量を調査しており、実態に応じて適切に単位費用措置を講じている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[商工行政費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
39	(法)	継続	三重県	経営指導員に係る財政的措置の拡充	全国の商工会議所及び商工会に配置されている経営指導員については、小規模企業振興基本計画の見直しに合わせて、経営指導員に係る地方交付税額の充実を図られたい。	採用する。 商工行政費における経営指導員に要する経費については、小規模企業振興基本計画の見直しを踏まえ、普通交付税の単位費用を充実した。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[徴税費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
40	(法)	新規	埼玉県	第5次eLTAX更改に伴う都道府県税務システムの改修に係る財政措置について	eLTAX第5次更改の対応に向け、令和7年中に各都道府県の税務基幹システムの大規模改修が必要となることから、本件改修経費について基準財政需要額に適切に算入していただきたい。	一部採用する。 毎年度の税務基幹システムの改修に要する経費については、普通交付税の単位費用において適切に計上している。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[地域社会再生事業費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
41	(法) (省)	継続	東京都	地域社会再生事業費の今後の取扱い	全ての地方団体の一定の行政サービスの提供に必要な財源を保障するという地方交付税制度の趣旨も踏まえ、地域社会再生事業費の今後の更なる拡大については慎重に検討されたい。	以下の理由により採用しない。 地域社会再生事業費では、地方法人課税の偏在是正措置による財源を活用して、地域社会の維持・再生に要する経費を算定している。引き続き適切な算定に努めてまいりたい。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[地域デジタル社会推進費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
42	(法)	継続	石川県 長崎県	「地域デジタル社会推進費」の継続・拡充について	地域のデジタル化に向けた取組を一層加速させるため、「地域デジタル社会推進費」を継続・拡充すること。	一部採用する。 地域が抱える課題のデジタル実装を通じた解決の取組等を一層推進するため、「地域デジタル社会推進費」の事業期間を令和7年度まで継続することとしている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[包括算定経費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
43	(法)	継続	北海道 岩手県	包括算定経費（人口）の単位費用のうち面積と相関がある経費の単位費用の移行	包括算定経費（人口）で措置されている経費のうち、面積と相関性がある建設事業費、総合事務所費、消防防災費や、それらに付随する光熱費の高騰分について、包括算定経費（面積）に移行することで、実態に即した算定とすること。	以下の理由により採用しない。 包括算定経費（面積）では、宅地、田畑等土地の利用形態による行政コスト差を反映した面積により、環境保全、河川施設改良、農業振興や森林整備といった面積と相関関係が高い経費について算定しており、国の予算や地方債元利償還金などに基づき適切に単位費用の積算を行っている。
44	(法)	継続	青森県 岩手県 福島県 栃木県 群馬県 新潟県 富山県 三重県 鳥取県 広島県	消防防災ヘリコプター管理委託等に要する経費の適切な反映	消防防災ヘリコプターの運航・修繕に要する経費が適切に需要額に反映されるよう、単位費用を見直すこと。	採用する。 消防防災ヘリコプターに係る経費については、消防庁告示に基づき必要な経費であり、消防庁からの要望を踏まえ、普通交付税の単位費用を拡充した。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[包括算定経費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
45	(法)	継続	石川県 兵庫県 香川県 長崎県	包括算定経費の適正な算入	包括算定経費（人口）の単位費用について、近年、減少傾向が続いており予見困難となっていることから、積算根拠を示し、適切に算入されたい。	一部採用する。 包括算定経費は、算定方法の抜本的な簡素化を図り、普通交付税の予見可能性を高める観点から、人口と面積を基本とした簡素な算定を行う算定費目として導入されたものであり、国の基準付けがない、あるいは弱い行政分野の財政需要を算定している。 令和7年度の包括算定経費（人口）の単位費用は、令和6年度に引き続き、前年度より増加している。 地方団体の予見可能性の確保にあたっては、翌年度の地方財政対策の内容や地方交付税の改正内容等について、可能な限り速やかに地方団体への説明を行っていく。
46	(法)	継続	富山県 福井県	デジタル化の推進に伴う維持管理費等の適切な算入	デジタル化の推進に伴い情報通信設備の維持管理費等が増大していくことから、必要な経費を適切に単位費用に計上していただきたい。	一部採用する。 行政に係る情報通信設備に関する維持管理経費等については、各省からの要望額等を踏まえ、単位費用において適切に計上している。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[包括算定経費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
47	(法)	新規	大分県	指定金融機関等に対する振込手数料負担の適切な算入について	令和6年10月からの「内国為替制度運営費」の適用（1件62円税別）に伴い、従来より総務省通知にて求められていた振込手数料経費負担の適正化について、全国的に指定金融機関から要望があった。本県においては「内国為替制度運営費」に加えて、1件50円税別の経費負担で合意したところであり、この経費についても適切に算入していただきたい。	一部採用する。 地方団体における指定金融機関等との間における公金収納等事務に係る経費については、実態調査の結果を踏まえ、標準的な経費を普通交付税の単位費用において措置した。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[臨時財政対策債]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
48	(法)	継続	長野県 静岡県	臨時財政対策債に頼らない 地方交付税制度の運営	臨時財政対策債については、法定率の引上げによる交付税原資の確保等の対応により速やかに廃止し、地方の安定的な財政運営を可能とする税財政制度を確立すること。	一部採用する。 令和7年度においては、一般財源総額について、水準超経費を除く交付団体ベースで前年度を1.1兆円上回る63.8兆円を確保し、地方交付税総額について、前年度を0.3兆円上回る19.0兆円を確保するとともに、臨時財政対策債の新規発行をゼロとした。 法定率の見直しについては、令和7年度の概算要求においても事項要求を行った。国・地方とも巨額の債務残高を抱えていることから、更なる見直しは容易なものではないと考えるが、今後とも法定率の見直し等による交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[収入]

[収入総括]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
49	(法)	継続	茨城県 広島県	減収補填債対象税目の追加	地方消費税等を減収補填債の対象へ追加すること。	以下の理由により採用しない。 令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により通常を上回る大幅な減収が生じる、消費や流通に関わる税目（地方消費税、軽油引取税、不動産取得税、道府県たばこ税（市町村たばこ税都道府県交付金を含む）、ゴルフ場利用税、地方揮発油譲与税及び航空機燃料譲与税）について、減収補填債（交付税措置あり）の対象税目に加えた。 令和6年度は、令和2年度のような特例措置を講ずる必要があると見込まれないことから、引き続き、減収補填債対象税目とはしない。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]
[都道府県分]
[収入]

[収入総括]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
50	(法)	継続	北海道 福岡県	地方消費税に係る精算制度 及び減収補填債制度の導入	地方消費税について減収補填債の 対象税目に加えるとともに精算制度 を導入いただきたい。	以下の理由により採用しない。 令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により通常を上回る大幅な減収が生じる、消費や流通に関わる税目(地方消費税、軽油引取税、不動産取得税、道府県たばこ税(市町村たばこ税都道府県交付金を含む)、ゴルフ場利用税、地方揮発油譲与税及び航空機燃料譲与税)について、減収補填債(交付税措置あり)の対象税目に加えた。 令和6年度は、令和2年度のような特例措置を講ずる必要があると見込まれないことから、引き続き、減収補填債対象税目とはしない。 また、地方消費税収入については、景気の動向に左右されにくく比較的安定していることから、精算制度の対象とはしていない。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]
[都道府県分]
[収入]

[収入総括]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
51	(法)	継続	愛知県	地方消費税貨物割における減収補填債制度の恒久化及び精算制度の導入について	税収の安定性が低下傾向にあること等に鑑み、地方消費税貨物割において、減収補填債制度を恒久化するとともに、精算制度を導入されたい。	以下の理由により採用しない。 令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により通常を上回る大幅な減収が生じる、消費や流通に関わる税目(地方消費税、軽油引取税、不動産取得税、道府県たばこ税(市町村たばこ税都道府県交付金を含む)、ゴルフ場利用税、地方揮発油譲与税及び航空機燃料譲与税)について、減収補填債(交付税措置あり)の対象税目に加えた。 令和6年度は、令和2年度のような特例措置を講ずる必要があると見込まれないことから、引き続き、減収補填債対象税目とはしない。 また、地方消費税収入については、景気の動向に左右されにくく比較的安定していることから、精算制度の対象とはしていない。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]
[都道府県分]
[収入]

[収入総括]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
52	(法)	継続	香川県	地方消費税に係る精算制度の導入について	地方消費税は、地方税収入に占める割合が大きく、その算定過大又は算定過少の額が大きくなった場合に、財政運営に及ぼす影響が大きい。また、精算制度が導入されている法人事業税等と同様、景気の動向が反映されやすく、基準財政収入額と収入実績の乖離が起こりやすいことから、本税目について精算制度を実施していただきたい。	以下の理由により採用しない。 地方消費税収入については、景気の動向に左右されにくく比較的安定していることから、精算制度の対象とはしていない。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[収入]

[東日本大震災に係る特例加算額]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
53	（法）	継続	東京都	東日本大震災に係る特例加算額の都に対する適用の除外	都は震災復興特別交付税の対象ではないことから、都については東日本大震災に係る基準財政収入額の特例加算の適用を除外されたい。	以下の理由により採用しない。 東日本大震災に係る地方税法の改正等に伴う非課税措置による減収分については、当該減収見込額の75%を基準財政収入額に特例加算している。 なお、東京都については、震災復興特別交付税の交付対象となっていないものである。